

「新潟県手話の普及等の推進に関する条例」に対するパブリックコメントの結果

○意見募集期間 平成29年10月18日～11月16日（30日間）

○意見の提出者18人（個人・団体）

○意見の件数 41件

Ⅰ 反映した意見 2件、Ⅱ 一部反映した意見 1件、Ⅲ 既に記載済みのもの 12件、
Ⅳ 今後の検討課題とするもの 17件、Ⅴ その他記述を変更しなかったもの 9件

○意見の内容及び対応

No.	関係する主な条文等	内容	対応	反映状況
1	条例全般	手話の普及は当然のことであり、何よりも、ろう者と手話について理解してほしい。「手話の普及等」だけが前面に出ると、最も望んでいる「ろう者と手話に対する理解」が薄れることが懸念される。したがって、条例の中で、「手話の普及等」としている箇所を、「ろう者及び手話の理解と普及」にして薄れることがないようにする必要がある。	手話の普及等については、条例に規定したとおり、基本理念を踏まえ、その実現を図ることとしております。基本理念では、手話とろう者の関係性、また、手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であること等についても明示しております。なお、前文においても、手話について理解を促すため、手話が有する歴史的背景を記載しております。	Ⅲ
2	条例全般	手話の理解、これなくしては意義のある手話の普及にはならない。ろう者の歴史、ろう者にとっての手話の意味を知るところから始めるべきと考える。		
3	条例全般	手話が普及することにより、ろう者だけでなく、高齢になり、耳が遠くなった又は聞こえなくなった人たちにもくらしやすい社会になることを願う。	くらしやすい社会が実現されるよう、条例に規定した手話の普及等に取り組んでまいります。	Ⅳ
4	条例全般	条例に期待している。ろう者と健聴者との間のコミュニケーションが活発になるよう推進してほしい。	条例の制定を契機として、ろう者とろう者以外の者のコミュニケーションが活発になるよう取り組んでまいります。	Ⅳ
5	条例全般	聞こえる人も手話を使う機会が増えてくれば、聴覚障害者も気楽に話せる機会が増えるのではないかと、コミュニケーションの問題で行きにくかった場所、あきらめた場所も躊躇なく、足が運べるようになるのではないかと、耳が聞こえない人同士だけでなく、聞こえる人とも手話で会話ができるのではないかなど、期待感が膨らむばかりである。条例が制定されることにより、自分が苦労したこと、辛かったことが喜びに生まれ変わる環境になることを期待している。	聞こえない人同士だけでなく、聞こえる人とも手話で会話ができる社会の実現に向け、条例の趣旨を踏まえ、取り組んでまいります。	Ⅳ
6	条例全般	この条例に規定しているように、手話は言語であり、ろう者を対象として手話の普及推進に関する条例をつくることについては、基本的に賛同する。 ただ、現在、人工内耳の普及等もあり、聴覚障害を有する者のニーズは多様化している。したがって、様々な支援が必要であり、聴覚障害を有する者への支援については、手話だけではなく多様性を認めることも必要であり、それが、共生社会の実現につながるものと考えている。聴覚障害といっても、様々な実態があり、一括りにできないという実態を理解したうえで、条例を制定すべきと考える。	ご意見のとおり、聴覚障害を有する者の様々な実態やニーズを把握することは重要であると考えております。聴覚障害に限らず、様々な障害を有する者の特性に配慮した施策の構築を進めるとともに、障害を有する者と有しない者が共生することができる社会の実現に向け、今後とも取り組んでまいります。	Ⅳ
7	条例全般・題名	手話に関する条例を制定する場合、聴覚だけでなく、いろいろな障害を持った人がいること、また、手話を使わない聴覚障害者もいることなども考えれば、過去の手話に対する偏見を踏まえ、そのようなことが起こらぬよう、公開された案のとおり「手話の普及」にスポットを当てる必要があると思う。是非、この考え方を基本に条例を制定してほしい。そうすれば、条例に書いてあるろう者とう者以外の者の相互理解や共生関係も、きっと深まるものと思う。 なお、条例の題名については、この考え方をストレートに反映しているので、案のとおり「新潟県手話の普及等の推進に関する条例」でよい。	ご意見のとおり、本条例は、過去の手話に対する偏見等を踏まえ、このようなことが再び起こることがないように、基本理念に基づき、手話の普及等を推進（手話を使用しやすい環境を整備）し、ろう者とう者以外の者の相互理解を深めるとともに、共生社会の実現に努めてまいります。 なお、ご意見のとおり、条例の題名は変更することなく、「新潟県手話の普及等の推進に関する条例」としてあります。	Ⅲ
8	条例全般・題名	条例の感想として、まず、述べておきたいことは、前文で、手話が直面した不遇の時代など、これまでの歴史と経緯が詳しく記されており、これほど長い前文を持つ条例は見たことがなく、条例づくりに携わった人の手話への熱い思いを感じた。これを読めば、まさに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等を推進することが共生社会の実現に向けた道しるべであることが分かると思う。 条例づくりに携わった人の手話への熱い思いが込められ、かつ、その趣旨を端的に言い表した題名を持つ「新潟県手話の普及等の推進に関する条例」を、是非とも、今年中に成立させ、全国にアピールしてほしい。		

9	条例全般・題名	<p>条例のイメージとしては、手話の普及に特化したものという印象を強く与える恐れがある。「手話の普及等」という表記では、これまでの質の違いが意識されず、意味が狭められているとも感じる。</p> <p>ろう者とう者以外の者との共生社会の実現をめざしていることや、「手話は言語である」という当事者団体の思い入れを考えると、条例の題名は「新潟県手話言語条例」がよいと思う。</p>	
10	条例の題名	<p>条例名については、「新潟県手話の普及等の推進に関する条例」では、条例名と言うよりも、サブタイトルとして、具体的に施行しなければならない内容としては合致していると思う。ただ、他の自治体で制定された条例は「手話言語条例」が多いので、新潟県も「新潟県手話言語条例」がよいと思う。なお、新潟らしさを考えれば、「明るい新潟県手話言語条例」もいいのではと考えており、そうならば、全国的にみてもすばらしい条例名になると思う。</p>	
11	条例の題名	<p>この条例の趣旨・本質を表現する条例名として、仮称ながら、「新潟県手話の普及等の推進に関する条例」は不適切であり、「新潟県手話言語条例」に変えてほしい。</p>	V
12	条例の題名	<p>条例名を県民に分かりやすくするために、「新潟県手話言語条例」または「新潟県手話の普及等の推進に関する条例（新潟県手話言語条例）」としてはどうか。</p>	
13	条例の題名	<p>条例名については、すっきりと「新潟県手話言語条例」がいいのではないかと思います。</p>	
14	条例の題名	<p>条例の題名は、「手話が言語である」ことを明確に打ち出したいので、「新潟県手話言語条例」を希望する。</p>	
15	条例の題名	<p>「手話が言語である」と明記するのであれば、条例名は「新潟県手話言語条例」であるべきだと思う。</p>	
16	条例の題名	<p>条例の題名については、「新潟県手話言語条例」とした方が「手話が言語である」ことを強調できると思う。</p>	
17	前文	<p>前文には、手話の歴史、手話を取り巻く環境、手話がろう者にとっていかに大切であるかが記載されており、すばらしいと思う。</p>	
18	前文	<p>手話や、ろう者の歴史などが細かく記述されており、条例の必要性が、この前文によって、広く県民に理解できる内容となっており、とてもよいと思う。</p>	III
19	前文	<p>手話についての起源について、「明治時代とされ」と記載しているが、言語は集団があってはじめて誕生するものなので、「ろう教育で集団が形成された明治時代とされ」とすべきと考える。</p> <p>「読唇」は一般的に使われている言葉であるが、ろう教育の現場や、ろう者、手話関係者の中では、「読唇」という言葉を使っている。同様に、文として話しをさせるということを踏まえ、ろう教育の場では「発声」ではなく「発声・発語」と言っていることから、「読唇及び発声の訓練」という箇所を「読唇及び発声・発語の訓練」に変更すべきと考える。</p>	IV
20	第1条 目的	<p>「この条文は、手話の普及等に関し」とあるが、目的の中に「ろう者への理解」も含めることを強く望む。そのことで、後半の「もってろう者とう者以外の者との共生する社会の実現」につながり、分かりやすくなると思う。手話の普及だけでなく、ろう者への理解を広めることも大切である。</p>	III
		<p>前文に規定したとおり、我が国においては、平成23年に障害者基本法において手話が言語に含まれることを明らかにしました。</p> <p>また、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約においても、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明示され、我が国においても平成26年に同条約を批准しております。</p> <p>このような経緯を踏まえれば、既に手話が言語であることは法的な裏付けを有しており、今後の方向性としては、ここを出発点とした更なる施策展開が必要であること、すなわち、手話の普及等を推進する（手話を使用しやすい環境を整備する）という段階にあるとの認識の下、それに相応しい内容を規定のうえ、本県で制定した他の条例の規定内容と題名の関係性も比較検討し、本条例の題名を「新潟県手話の普及等の推進に関する条例」とした次第です。</p> <p>なお、条例の前文や基本理念にも手話は言語である旨明記しており、ここを出発点として更なる高みを目指すための条文構成であり、題名であることをご理解いただければと考えております。</p>	
		<p>提案の意図をご理解いただき、ありがとうございます。今後とも、あらゆる機会を通じ、条例の趣旨等についてPRを行い、手話を使用しやすい環境が整備されるよう取り組んでまいります。</p>	III
		<p>ろう教育現場の実態と、ろう者以外の者の理解の促進とのバランスについて考慮する必要があることから、今後の検討課題といたします。</p>	IV
		<p>手話の普及等は、条例で規定している基本理念を踏まえ、その実現を図ることとしており、ろう者と手話への理解についても考慮した規定となっております。</p> <p>また、前文においても、手話について理解を促すため、手話に関する歴史的背景を記載しております。</p>	III

21	第2条 定義	ろう者が日常的に使っている「手話（日本語手話）」と外見上は似ていても文法的に全く異なるものが存在する。それは、日本語を第一言語にしている難聴者や中途失聴者、そして、多くの聞こえる人が使うもので、日本語を話しながら日本語の単語に置き換えて表現するものであり、これは「日本語対応手話（手指日本語）」と言われており、これと区別する意味で、次の定義を追加する必要があると考える。「この条例において、「手話」とは、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、手指の動き、表情等により視覚的に表現され、ろう者が日常的に使用する言語をいう。」	条文の構成上、第2条において「手話」を定義する必要性は、乏しいものと認識しております。なお、前文において、その歴史的経緯を含め手話に関する説明を行っており、その旨ご理解いただければと考えております。	V
22	第6条 事業者の役割	補聴器を購入する際、筆談に時間を要して疲労が増すことから、販売店に勤務する者も手話ができることがたい。		
23	第6条 事業者の役割	トレーニングジムに通っていた際、当時は手話が普及していなかったため、筆談や身振りでスタッフとコミュニケーションをとっていたが、コミュニケーションをとる度にトレーニングを中断するため、辛かった思い出があるので、この条例により、様々な場で、ろう者が手話を使いやすい環境にしてくれれば、うれしいかぎりである。	条例の制定を契機として、様々な事業活動の場において、手話を使いやすい環境が整備されるよう取り組んでまいります。	IV
24	第6条 事業者の役割	手話通訳を介す場合でも、より患者に分かりやすく説明を行う必要があることから、医療機関等においても、手話を取り入れてもらいたい。		
25	第7条 市町村への支援及び協力	県と市町村の連携はとても重要なことであり、条文に明記されることで県の役割も明確になり、とてもよい。		
26	第7条 市町村への支援及び協力	手話奉仕員養成講師研修会の実施や、手話奉仕員の派遣等、手話の普及に関して、小規模市町村の負担とならないよう、県が積極的に支援してほしい。	市町村への支援及び協力を努め、県内の各市町村において手話の普及等が推進されるよう取り組んでまいります。また、県においても、例えば、第10条第2項で手話通訳者の積極的な派遣に努めることを規定しており、より一層、手話の普及等を推進してまいります。	III
27	第7条 市町村への支援及び協力	ろう者とろう者以外の者との共生のため、条例により、各市町村の活動の質が向上し、それが県全域に拡大していくこと、また、県の取組が各市町村に浸透していくことを期待している。		
28	第8条 財政上の措置	新潟県は県土面積が広いこと、さらには各市町村の取組に差があることを踏まえ、県全体のバランスを考慮したうえで、手話通訳者の育成、維持、その能力の向上に関する対応について財政措置を講じてほしい。	手話通訳者の育成、維持、その能力の向上に資する取組については、ご意見のとおり県全体の均衡も考慮しつつ、必要な財政措置が講じられるよう努めてまいります。	IV
29	第10条 情報の発信等	「拠点」という表現は法律用語というか、条例で使うにふさわしい言葉かもしれないが、わかりにくい。「体制」などももう少しわかりやすい言葉に置き換えてほしい。それから、既に、県では手話通訳者の派遣を行っていると思うので、この条文は、もっと踏み込んだ内容に変更していただければありがたい。	ご意見のとおり、「拠点」ではなく「体制」に改めるなど、可能な限り、県民の皆様に分かりやすい言葉を用いました。また、手話通訳者の派遣についても、より踏み込んだ表現として、「手話通訳者の積極的な派遣」に改めました。	I
30	第10条 情報の発信等	災害についての記述があるが、この中に災害時の対応についても明確に記述しておく必要があると思う。	災害時の対応については、ろう者をはじめとする聴覚障害者のみならず、他の障害を有する者を含め総合的に検討する必要があることから、今後の検討課題といたします。	IV
31	第10条 情報の発信等	地域のろう者を把握して、災害時に対応してほしい。		
32	第10条 情報の発信等	警察署や消防署、病院、市役所など公的な機関に対して是非、手話をPRしてほしい。特に、緊急時には簡単なコミュニケーションができれば時間短縮につながるため、職員にも学んでほしいと思う。そのためには、分かりやすいパンフレットなどをつくって配布する必要がある。さらには、公的な場所に限らず、手話を使用しやすい環境の整備をあらゆる場で進めてほしい。	手話による情報発信については、公的機関をはじめ様々な場において実施されるよう、それぞれの状況を考慮のうえ、推進してまいります。	IV

33	第11条 手話通訳者の確保等	県土面積が広範な新潟県においては、市町村の垣根を超えて、人、物、情報などを共有しつらく、市町村の中で情報などが閉ざされてしまいがちな傾向にある。条例により、県全体で、手話通訳者の情報を共有することにより、その確保がスムーズになり、手話の学習の機会、手話やろう者に接する機会が増えることを期待している。	県と市町村が連携のうえ、手話通訳者に関する情報の共有化に努め、県民に対し、手話の学習機会や手話に接する場などを、これまで以上に提供できるよう取り組んでまいります。	Ⅳ
34	第11条 手話通訳者の確保等	障害者総合支援法により、手話通訳者（奉仕員）の派遣や養成活動が必須事業で行われていることを踏まえると、県独自の何らかの施策を見込んで、当該項目を条例案に規定していると考えてよいか伺う。	ご意見のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、市町村において、手話通訳者（奉仕員）の派遣や養成事業が行われているものと認識しております。一方、この条例では、第10条第2項で、県として、手話通訳者の積極的な派遣に努めることなど一歩踏み込んだ規定を盛り込んでおり、その裏付けとして、手話通訳者の確保等についても第11条で規定した次第です。したがって、条例制定を契機として、県としてはより一層、手話通訳者の派遣などに力を注ぎ、手話を使いやすい環境の整備に努めてまいります。	Ⅲ
35	第12条 学校及び保育所等 における取組	県が責任を持って進めるということで、「県は」を主語としていること、そして、「学校及び保育所等において」と対象を幅広くしていることは、この案を考えた人の意気込みを感じる。とても好感が持てる。 ただ、私の周りにも、保育所は厚生労働省の担当で教育機関ではないから、文部科学省担当の機関と一緒にするのはおかしいなどと、実態を無視したことを言う人もいますので、たとえば「教職員」の「教」の文字をとったりするなどして、いろいろな意見を持つ人にも配慮する工夫をしつつ、対象を広げるといった考え方は貫いてほしい。	様々な意見を有する者に配慮した表現となるよう、ご意見の趣旨を踏まえ修正いたしました。	Ⅱ
36	第12条 学校及び保育所等 における取組	「聴覚障害者が手話を習得するための機会を確保し」とあるが、聴覚障害者にとって手話は第一言語であり、「習得」を「獲得」に変更すべきと考える。	いただいたご意見を含め様々な角度から条文を再検討し、修正いたしました。ご意見につきましては、今後の検討課題といたします。	Ⅳ
37	第12条 学校及び保育所等 における取組	ろう学校の現状を踏まえると、手話のできない教職員が配置されることが多々あり、聴覚障害児のコミュニケーションや学力の保障のためには、聴覚障害児教育が行われているろう学校に対し、「手話に熟達した教職員を配置すること」を追記すべきと考える。	附則にも記載のとおり、この条例については、施行後も必要に応じ見直しを行ってまいりますので、ご意見につきましては、今後の検討課題といたします。	Ⅳ
38	第12条 学校及び保育所等 における取組	小学校で、生徒有志が「手話」に関するポスターづくりなどを手がけたらよいと思う。また、小中学校で、ろう者が講演者となり、手話通訳者が内容を伝えるようなことにも取り組んでほしい。	条例の趣旨を踏まえ、ご意見のような取組が学校現場で取り入れられるよう努めてまいります。	Ⅳ
39	第12条 学校及び保育所等 における取組	学校での取組においては、教職員の多忙化解消が叫ばれている中、更なる負担感が強まるものと感じる。平成30年度に小学外国教育の移行措置が始まるが、加配教員も少なく、新たな研修が増え、ますます教員の多忙化に拍車がかかることが想定される。手話通訳者などの専門家の派遣や財政措置などの支援がないままでは取組の実施・継続は困難であり、基盤を整備しなければ、条例制定によるろう者の期待感と現実が乖離する恐れがある。いすれにしても、条例制定にあたっては、ろう者の期待感と現実が乖離しないよう、具体的な表現を控え、大枠で理念を表現すべきではないかと考えるとともに、関係機関との連携や気運の醸成を優先する必要がある。	条例の趣旨を踏まえ、教職員の多忙化にも配慮しつつ、また、関係機関との連携、手話の普及等への気運の醸成にも取り組み、手話を使いやすい環境の整備に努めてまいります。	Ⅳ
40	第15条 公表	主語は、「知事及び県教育委員会は」となっているが、この場合、別々に公表されることも想定される。別々に公表されると、チェックしづらいし、県としての一体感も感じにくくなるので、可能ならば、「知事は」にしてほしい。	ご意見のとおり、修正いたしました。	Ⅰ
41	附則	条例施行後の見直しなど、その状況に合わせ必要な措置を講ずることは、条例制定後においても、よりよい条例にしていくために必要なことであり、今後、改善に向け柔軟な対応が期待できることから、とてもよい。	提案の意図をご理解いただき、ありがとうございます。条例施行後も必要に応じ見直しを行い、手話を使いやすい環境の整備に努めてまいります。	Ⅲ

◎ 条例案の公表方法

- (1) 自由民主党新潟県支部連合会ホームページへの掲載 (2) 自由民主党新潟県支部連合会における資料の閲覧及び配布
(3) 市町村長、市町村議会議長及び県内各種団体への資料の配布 (4) 条例案に対する意見募集の周知(10月24日新潟日報朝刊掲載)